

8 東彼杵町条例第 1 6 号

東彼杵町情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町情報公開条例の一部を改正する条例

東彼杵町情報公開条例（平成13年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（公文書の公開を請求できるもの）</u> 第5条 <u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。</u> （公開しないことができる公文書） 第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公開をしないことができる。 （1）～（3） （略） （4） 町政運営に関する情報であって、次に掲げるものの<u>いずれかに該当するもの</u> ア 町の内部又は町と国若しくは公共団体（以下「国等」という。）との間における調査、検討、審議等の意思形成過程における情報で、公開することにより、当該又は将来の同種の調査、検討、審議等に支障を生ずるおそれのあるもの	<u>（公文書の公開を請求できるもの）</u> 第5条 <u>次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書（第5号に掲げるものにあつては当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。</u> <u>（1） 町内に住所を有する者</u> <u>（2） 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u> <u>（3） 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u> <u>（4） 町内に存する学校に在学する者</u> <u>（5） 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</u> （公開しないことができる公文書） 第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公開をしないことができる。 （1）～（3） （略） （4） 町政運営に関する情報であって、次に掲げるものの<u>1に</u> <u>該当するもの</u> ア 町の内部又は町と国若しくは公共団体（以下「国等」という。）との間における調査、検討、審議等の意思形成過程における情報で、公開することにより、当該又は将来の同種の調査、検討、審議等に支障を生ずるおそれのあるもの

イ 町又は国等が行う検査、入札、試験、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で公開することにより、当該又は同種の事務事業の目的の達成が損なわれるおそれのあるもの ウ 町と国等との間における協議、依頼、要請等に関する情報で、公開することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれのあるもの (5)・(6) (略) (公文書の公開の請求に対する決定) 第9条 (略) 2～4 (略) <u>5 公開の請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該請求書を受理した日から起算して15日以内にその全てについて第1項の諾否の決定を行うことにより実施機関の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否の決定を行い、残りの公文書については相当の期間内に諾否の決定を行えば足りる。</u> <u>6 前項の場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u> <u>(1) 前項を適用する旨及びその理由</u> <u>(2) 残りの公文書について諾否の決定を行う期限</u> (公文書の公開の方法) 第11条 <u>文書又は図画に記録されている公文書の公開は、閲覧又は写しの交付により行う。</u> <u>2 電磁的記録に記録されている公文書の公開は、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。</u>	イ 町又は国等が行う検査、入札、試験、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で公開することにより、当該又は同種の事務事業の目的の達成が損なわれるおそれのあるもの ウ 町と国等との間における協議、依頼、要請等に関する情報で、公開することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれのあるもの (5)・(6) (略) (公文書の公開の請求に対する決定) 第9条 (略) 2～4 (略) [新設] [新設] (公文書の公開の方法) 第11条 <u>公文書の公開は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行う。</u> [新設]
--	---

3 閲覧の方法による公文書の公開において、実施機関は、公文書の原本を公開することにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、その他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

(費用の負担)

第12条 (略)

2 公文書の写しの交付(電磁的記録にあっては、これに準ずる方法として町長が別に定める方法を含む。)を受けるものは、当該公文書の写しの作成及び交付に要する費用_____を_____負担しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の費用の額は、規則
_____に定めるところによる。

(不服申立て)

第13条 (略)

2 (略)

3 議長は、第1項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立てについて必要に応じて、東彼杵町情報公開審査会に意見を求めることができる。

4 (略)

[削除]

2 実施機関は、_____公文書の原本を公開することにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、その他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

(費用の負担)

第12条 (略)

2 公文書の写しの交付_____を受けるものは、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用の交付を受ける際に負担しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の費用の額は、東彼杵町手数料徴収条例（平成12年東彼杵町条例第12号）に定めるところによる。

(不服申立て)

第13条 (略)

2 (略)

3 議長は、第1項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立てについて必要に応じて、東彼杵町情報公開審査会に意見を求めることができる。

4 (略)

(公文書の任意公開)

第15条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求できるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第12条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(公文書の検索資料の作成) <u>第 1 5 条</u> (略) (情報の提供) <u>第 1 6 条</u> (略) (実施状況の公表) <u>第 1 7 条</u> (略) (他の法令等との調整) <u>第 1 8 条</u> (略) (委任) <u>第 1 9 条</u> (略)	(公文書の検索資料の作成) <u>第 1 6 条</u> (略) (情報の提供) <u>第 1 7 条</u> (略) (実施状況の公表) <u>第 1 8 条</u> (略) (他の法令等との調整) <u>第 1 9 条</u> (略) (委任) <u>第 2 0 条</u> (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。